

原則、この内容で締結します。

# 電力供給契約書

1 件名 (施設名) ほか○施設で使用する再生可能エネルギー電力の供給

2 供給場所 (施設名) (住所)

3 供給期間 令和●年●月●日 から 令和●年●月●日 まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 契約代金額

								円
--	--	--	--	--	--	--	--	---

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

								円
--	--	--	--	--	--	--	--	---

免税業者

5 契約区分 概算契約

6 支払方法 毎月後払 ※算出式は内訳書のとおり

7 料金単価  以下のとおり  内訳書のとおり

基本料金	使用 1月 当たり		円
電力量料金	1 k W h 当たり		円
			円
			円
			円

8 契約代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内)

9 契約保証金 免除

上記の契約について、発注者横浜市と供給者●●●とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の仕様書の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって電力供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

発注者 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市契約事務受任者

●●●●●● ●● ●●

印

供給者 事業者の住所  
事業者名  
代表者職氏名

印

## 内 訳 書

### 1 契約代金額の算定

#### (1) 契約料金単価

基本料金単価

設定しない

電力量料金単価

1キロワット時あたり 円

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税の額を含まない。

#### (2) 契約代金額の算出式

一月の額 = 電力量料金 + 消費税及び地方消費税の額

#### (3) 契約代金額の端数処理

契約代金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

ただし、消費税及び地方消費税を加算する場合には、その税が課される額及びその税の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てとする。

#### (4) 契約代金額の消費税及び地方消費税の額

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額とする。

### 2 請求金額の算定

各月の請求金額については、施設ごとに以下に掲げる単価により算定し、それらの合計額を請求額とする。  
また、各月の請求金額の算定式については、次のとおりとする。

一月の額 = 電力量料金 + 消費税及び地方消費税の額

※ 上記計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

電力量料金単価

1キロワット時あたり 円

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税の額を含まない。

以 上



8 部 分 払

する(●回(令和●年度以降は下記のとおり))

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
令和●年度 電力の供給	毎月	●	回	内訳書のとおり	( )
<b>【参考】</b>					
令和●～●年度 電力の供給	毎月	各年度●回 (計●回)			(0)
令和●年度 電力の供給	毎月	●	回		(0)

\*単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
\*概算数量の場合は、概数部分及び金額を( )で囲む

設計金額(概算金額)	(¥	0.-)
内訳	電力価格 (概算金額)	(¥ 0.-)
	消費税相当額 (概算金額)	(¥ 0.-)

【参考】各年における支払予定額内訳

年	支払予定額(うち取引に係る消費税および地方消費税の額)	
令和●年度	0円	(0円)
令和●年度～●年度 (単年)	0円	(0円)
令和●年度	0円	(0円)

# 内 訳 書

	名称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1	電力量料金 (4月)			kWh			
2	電力量料金 (5月)			kWh			
3	電力量料金 (6月)			kWh			
4	電力量料金 (7月)			kWh			
5	電力量料金 (8月)			kWh			
6	電力量料金 (9月)			kWh			
7	電力量料金 (10月)			kWh			
8	電力量料金 (11月)			kWh			
9	電力量料金 (12月)			kWh			
10	電力量料金 (1月)			kWh			
11	電力量料金 (2月)			kWh			
12	電力量料金 (3月)			kWh			
13							
14							
19							
20							
21							
22							
23	合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

## PPA電力供給約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び供給者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、内訳書、設計書、実施要領等、基本協定書、リスク分担表及び実施協定書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（仕様書等を内容とする電力供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める長期継続契約とするものとし、各年度における当該経費の予算の範囲において、供給者は、仕様書等に基づき、契約書記載の供給期間中に、発注者の供給場所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、供給者にその契約代金を支払うものとする。
- 3 仕様書等に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 仕様書等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して契約代金額を算定する場合の単位及びその端数処理は、内訳書に定めるところによるものとする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによるものとする。
- 8 仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### (内訳書)

- 第2条 供給者は、この契約書を提出する際に内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

### (契約代金額)

- 第3条 契約代金額とは、契約電力料金単価に別に定める予定使用電力量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

### (電力量等の検針)

- 第4条 計量機器は、計量法上有効なものを使用する。
- 2 計量する電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 3 施設への供給電力量の計量方法については別に定める。なお、計量器または遠隔監視装置の故障及び保守等により供給電力量を正しく計量できなかった場合には、発注者と供給者協議により定めるものとする。計量日時は毎月1日0時とする。
- 4 計量の実施に際しては、発注者と供給者両者誠意をもって運用に当たるものとし、前3項に疑義が生じた場合は、過去の実績等を参考とし、両者の協議及び合意のもとに前3項の変更が可能なものとする。

### (電力量料金の請求)

- 第5条 電力供給の対価として電力量料金を支払う。なお、電力量料金は使用量等に応じて計算される従量料金制とし、

金額などは内訳書にて定める。

- 2 使用量の算定方法は、第4条にて定める。
- 3 電力量料金の支払日は、発注者が請求書を受領してから30日以内の支払とする。
- 4 本設備の変更及び電力供給に必要な労務費、材料費、燃料費等の変動などが生じた場合や、予期することのできない特別の事情により供給期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションなどが生じた場合など、契約開始時の経済環境や法制度などの諸条件が大きく変わり、契約代金額が著しく不相当となった場合、発注者と供給者誠意をもって協議の上、電力量料金の変更を求めることができる。
- 5 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。
- 6 前項の協議の開始の日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。
- 7 電力量料金の消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等相当額」という。)は、発注者の負担とする。消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### (費用負担区分)

第6条 本設備の固定資産税は、供給者の負担とする。

- 2 税の新設又は税率の変更がなされた場合、当該税が、電力供給を受けるもの又は電力を使用するものが負担すべき税である場合には発注者の負担とし、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが負担すべき税である場合には供給者の負担とする。これらに該当しない場合、発注者と供給者協議の上、負担割合を決定する。

#### (電力供給開始前の解除)

第7条 電力供給開始日までに、発注者の責に帰すべき事由により電力供給が不可能になった場合、供給者はこの契約を解除することができる。

- 2 前項の場合、供給者は直ちに本設備を撤去することができる。
- 3 前項の場合、本設備の取得、設置及び撤去費用に消費税等相当額を加えたもの並びに供給者がこの契約に基づく電力供給のために第三者と交わしているメンテナンス契約、運転管理委託契約等の解約金等、契約の締結及び解除に伴い発生する費用については、発注者の負担とする。

#### (損害保険)

第8条 供給者は、電力供給期間中、本設備に損害保険を付保する。

- 2 本設備について事故が発生した場合、発注者は供給者が保険金の支払を受けるために必要な手続に協力する。

#### (電力供給の制限、中止又は停止)

第9条 供給者は、次の各号のいずれかに当たる場合、電力供給を制限、中止又は停止することができる。この場合、発注者は供給者の本設置場所への立ち入りを認めるものとする。

- (1) 本設備に故障又はそのおそれが生じた場合
- (2) 本設備の点検・保守等のため必要な場合

(3) 商用系統からの電力等、電力供給に必要なユーティリティの供給が途絶えた場合（瞬時電圧低下を含む。）

(4) 発注者の所有する設備の不具合等に起因して、電力供給に必要なユーティリティを供給することが不可能又は著しく困難になった場合

(5) 供給者が法令上・保安上の必要があると判断した場合

(6) 電力量料金、その他の金銭債務が支払期限を超過しても支払われない場合

2 前項の事由により、電力供給を制限、中止又は停止したときは、供給者は損害賠償の責任を負わない。

3 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、供給者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行のために必要な施設等に損害を生じ、若しくは供給場所の状態が変動したため、供給者が契約を履行できないと認められるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに供給者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

4 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

5 発注者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において発生する損害の補償については、リスク分担表に基づき両者協議の上決定する。

（非化石価値の取扱い）

第10条 この契約に基づき供給する電力の非化石価値は、発注者が所有する。

（臨機の措置）

第11条 供給者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、供給者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 供給者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、供給者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 供給者が第1項又は第3項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、供給者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（発注者の任意解除権）

第12条 発注者は、契約の履行が完了しない間は、第13条及び第14条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

第13条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が

この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
- (2) 契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 供給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 基本協定書第9条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 電力を供給することができないことが明らかであるとき。
- (3) 電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 供給者の債務の一部が履行不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が第13条による催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) この契約に違反し、その違反が重大で相手方の求めにもかかわらず是正されないとき。
- (10) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 第21条第5項に該当したとき。

2 発注者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 供給者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)又は(2)いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 供給者が、この契約に関して、(1)又は(2)のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(3)に該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。
- (5) 供給者が、この契約に関して、(1)又は(2)のいずれかに該当する者にこの契約に関する債権を譲渡したとき。

3 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、供給者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約

金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 この契約解除後、補助金交付団体等から供給者に対し、補助金の返還、財産処分による収入の全部又は一部の納付を求められた場合、供給者はこれを負担する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条又は第14条(ただし、第1項第1号、第8号又は第9号を除く。)に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

(供給者の催告による解除権)

第16条 供給者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(供給者の催告によらない解除権)

第17条 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になった場合、供給者は直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項に基づきこの契約が解除されたときは、発注者は供給者に対し、供給者の指定する場所に自己の負担において本設備を返還し、解約金の内容については誠意をもって協議し決定する。

- 3 第1項に基づきこの契約が解除された後、補助金交付団体等から供給者に対し、補助金の返還、財産処分による収入の全部又は一部の納付を求められた場合、発注者はこれを負担する。

(供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は第17条に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、この契約を解除することができない。

(合意解除)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、第12条から第18条までの規定にかかわらず、供給者と協議して、この契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第20条 発注者は、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済の電力量等に相応する契約代金額を供給者に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求)

第21条 供給者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、供給者が補償責任を負う。また不可抗力により発生した損害及び責任分担が決定されていない事由により発生した損害については、別途協議を行う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、供給者は、前項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 供給者とその債務の履行を拒否し、又は、供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 供給者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
  - (2) 供給者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
  - (3) 供給者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項に該当する場合（前項の規定により前項第1号から第3号が第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第2項の規定は適用しない。
- 5 供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 供給者又は供給者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「供給者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、供給者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、供給者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 供給者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 6 前項の規定は、この契約による電力の供給が完了した後においても同様とする。

（供給者の損害賠償請求等）

第22条 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものである場合は、この限りでない。

- (1) 第12条、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能である場合

(第三者に及ぼした損害)

第23条 供給者は本事業により、第三者に損害を与えないように最大限努める。供給者は損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する。この契約の履行について第三者に損害を与えた場合、損害を受けた第三者との補償協議は原則供給者が行うものとするが、供給者からの依頼または必要に応じ、発注者も協力するものとする。また、損害発生を責任を負うべき合理的な理由があるもの及び、責任分担が決定されていない事由により発生したものに關する補償については、別途協議を行う。

(遅延損害金)

第24条 発注者は、発注者の責めに帰すべき理由により電力量料金、その他のこの契約に基づく供給者に対する債務の支払を遅延したときは、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(秘密保持)

第25条 発注者及び供給者は、この契約の履行に伴って知り得た相手方の資産状態、本設備、電力供給に関する情報又は相手方の営業情報並びにこの契約の内容及びこの契約締結の事実(以下、併せて「秘密情報」という。)を、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 発注者及び供給者は、前項の秘密情報をこの契約の目的以外のために使用してはならない。

3 前2項の規定は、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合又は次の各号のいずれかに当たる場合は適用されない。

(1) 知得する以前に、既に公知となっているもの

(2) 知得する以前に自ら開発し、又は正当な権利を有する第三者から入手したもの

(3) 知得した後に発注者又は供給者の行為によらないで公知となったもの

(4) 知得する以前に、既に保有していたもの

(5) 裁判所又は監督官公庁等から法令に基づき開示を求められたもの

(6) 債権譲渡の際及び供給者又は債権譲受人が外部から資金調達・リスクヘッジを検討する際に開示を求められたもので、機密保持に関する契約を締結した上で開示するもの

(7) この契約に基づく電力供給のため、法令上守秘義務を負う弁護士その他の専門家に対して開示するもの

(8) この契約に基づく電力供給のため、供給者が事前に協議を要する供給者の関係会社及び本設備の設置業者等に対して開示するもの。ただしこの場合、供給者は情報開示先に対し、第25条にて自己に課される義務と同等以上の義務を課す。

4 この契約に基づく電力供給を第三者に委託する場合、供給者は、秘密情報を、委託業務の実施に必要最小限な範囲で、委託先に開示することができる。この場合、供給者は委託先に対し、第25条にて自己に課される義務と同等以上の義務を課す。

5 電力供給期間にかかわらず、第25条の規定については、この契約の終了日の翌日から起算して3年間はお効力を有する。

(管轄裁判所)

第 26 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 27 条 発注者又は供給者は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号のいずれにも当たらないことを表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）

(2) 発注者又は供給者の役員、主要な株主その他実質的に発注者又は供給者の全部又は一部を支配する者が反社会的勢力であること

(3) 反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していること

(4) 自ら、又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと

2 発注者又は供給者が前項の表明保証に反した場合、相手方は催告することなく直ちに発注者と供給者間の契約の全てについて期限の利益を失わせ、又は解除できる。

3 発注者及び供給者は、第 1 項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告する。

4 供給者は、契約の履行に当たって、反社会的勢力からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

5 供給者は、契約の履行に当たって、反社会的勢力からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議解決)

第 28 条 発注者及び供給者は、この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈について疑義が生じた場合、誠意をもって協議のうえ解決する。

(補則)

第 29 条 この約款等に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。

# 仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 (施設名) ほか○施設で使用する再生可能エネルギー電力の供給
- (2) 需要場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 ○○

## 2 定義

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施要領等 「令和8年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」の公募型プロポーザル方式による公募に関し発注者が令和8年5月26日付けで公表した実施要領、提案書作成要領、提案者提出様式、提案書評価基準、業務説明資料及び別紙、提案資格確認結果通知書(令和●年●月●日 ●●第●号)の添付資料並びに公募に係る質問書と回答書(令和●年●月●日 ●●第●号)をいう。
- (2) 本設備 この契約において供給者が施設に設置し、所有する太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備をいう。
- (3) 施設 この契約の対象となる発注者が所有する施設をいう。
- (4) 基本協定書 令和8年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業に係る基本協定書(令和●年●月●日締結)をいう。
- (5) リスク分担表 令和8年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業に係る基本協定書(令和●年●月●日締結)の別紙(予想されるリスクと責任分担)をいう。
- (6) 実施協定書 発注者と供給者が、(施設名)ほか○施設で使用する再生可能エネルギー電力の供給に必要な設備の設置、運用等の細目的事項等について定める実施協定書をいう。

## 3 仕様

### (1) 施設の供給電気方式等

- ア 供給電気方式 ○○
- イ 供給電圧(標準電圧) ○○ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) ○○ボルト
- エ 標準周波数 50 ヘルツ

上記施設に対し供給者が施設内に設置した太陽光発電設備から供給すること。

### (2) 予定使用電力量

別紙2のとおり。

### (3) 電力供給期間

自 令和●年●月●日午前0時 至 令和●年●月●日午後12時

### (4) 保安上の責任分界点等

- ア 需給地点 別紙1のとおり。
- イ 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点 実施協定書に定める。
- ウ 供給電力量の計量点 別紙3のとおり。

## 4 その他

- (1) 仕様書、内訳書、設計書、実施要領等、基本協定書、リスク分担表及び実施協定書に定めのない事項については、横浜市の指定する PPA 電力供給約款の定めるところによるものとする。なお、再生可能エネルギー

- 電力の供給に必要な設備の設置、運用等の細目的事項について、別途実施協定書を締結できるものとする。
- (2) 料金の請求は、その税込金額を施設ごとに算出し、その合計額を請求額としてこの契約についてひとつにまとめて請求を行う。なお請求の際には、請求書のほかに、施設ごとの計算根拠をひとつの電子データにして供給者から発注者に送付する。
- (3) 契約期間中に増改築等により電力需要が大幅に変更になる施設が発生した場合には、発注者供給者誠意をもって協議の上、電力量料金の変更を求めることができる。電力量料金の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。





$$\text{供給電力量} = M1 - M2$$

本図は参考です。  
実際に導入されたシステムに合わせて作成します。

